

## 体罰根絶に向けた有識者会議の実施状況について

### 1 有識者会議の概要

尼崎市立学校における体罰事案を踏まえ、市長事務部局と連携しつつ、体罰根絶プロジェクト推進本部を教育委員会事務局内に設けるとともに、有識者からなる体罰根絶に向けた有識者会議を設置し、体罰根絶に向けた実態調査・再発防止策に向けた検討を行う。

### 2 有識者の構成

- ・浅野 良一 兵庫教育大学教授
- ・松本 剛 兵庫教育大学教授
- ・土屋 裕睦 大阪体育大学教授
- ・巽 樹理 追手門学院大学准教授
- ・四宮 章夫 弁護士（コスモス法律事務所）
- ・坂井 希千与 弁護士（春名・田中・細川法律事務所）
- ・村山 保夫 元尼崎市副市長【座長】

### 3 実施状況

○第1回 令和元年7月29日（尼崎市役所4-1会議室）

- ・出席委員 7名
- ・座長に村山委員（元尼崎市副市長）を選出
- ・現状説明  
事務局から、尼崎高等学校男子バレーボール部体罰事案、市立学校園における体罰の実態調査実施状況、尼崎高等学校野球部調査結果、尼崎高等学校全校調査速報、尼崎高等学校男子バレーボール部及び硬式野球部における体罰事案に係る懲戒処分等、今後の体罰根絶に向けた取組体制について、説明の後、協議・意見交換
- ・今後の進め方  
事務局から、今後の進め方（案）、有識者会議における論点について、説明の後、協議・意見交換

○第2回 令和元年8月28日（市立尼崎高等学校1階会議室）

- ・出席委員 4名
- ・学校関係者ヒアリング  
尼崎高等学校から、一連の体罰事案に係る学校の取組状況について、説明の後、委員からヒアリング・意見交換
- ・論点の整理検討  
事務局から、論点整理票及び参考資料について、説明の後、協議・意見交換

○第3回 令和元年10月8日（市立尼崎高等学校1階会議室）

・出席委員 6名

・クラブ活動視察

尼崎高等学校男子バレーボール部、硬式野球部、体操部及び水泳部の活動を視察

・学校関係者ヒアリング

尼崎高等学校から、前回会議における有識者の意見を踏まえた学校の取組状況について、説明の後、委員からヒアリング・意見交換

・論点の整理検討

事務局から、論点整理票について説明の後、協議・意見交換

○今後、概ね月1回程度会議を開催し、令和元年度内に方向性をまとめる。

以 上

# 第1回 体罰根絶に向けた有識者会議

日 時 令和元年7月29日(月) 19時から

場 所 尼崎市役所庁舎北館4-1会議室

## 1 挨拶

## 2 委員紹介

## 3 座長の選出

資料1：体罰根絶に向けた有識者会議設置要綱

## 4 現状説明

資料2：尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について(報告)

資料3：尼崎市立学校園における体罰の実態調査実施状況

資料4：市立尼崎高等学校野球部調査について(市尼野球部アンケート調査結果)

資料5：市立尼崎高等学校全校調査について(市尼全校アンケート調査速報)

資料6：尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部及び硬式野球部における体罰事案に係る懲戒処分等

資料7：今後の体罰根絶に向けた取組体制

## 5 今後の進め方

資料8：今後の進め方(案)

資料9：有識者会議における論点について

## 第1回 体罰根絶に向けた有識者会議 議事要旨

日時 令和元年7月29日(月)午後7時～午後9時

場所 尼崎市役所庁舎北館4-1会議室

出席者 委員6人

### 会議要旨

#### 1 挨拶

#### 2 委員紹介

#### 3 座長の選出

村山委員が座長として選出された。

#### 4 現状説明

事務局から、資料2～7に基づき説明した後、次のような質疑があった。

#### ※ 主な質疑要旨

委員

大阪市立桜宮高等学校での体罰問題を受けて平成25年にアンケートを実施されたとのことですが、今回処分されたコーチ等はその当時課題として挙がっていたのでしょうか。

事務局

平成25年のアンケートでは無かった。

委員

監督は長く在籍していると思うが、今回急に(体罰を)するようになったのか。

事務局

平成25年の文部科学省アンケートでは報告はあがっていなかった。

委員

尼崎市立尼崎高等学校における野球部・バレーボール部には実績がある。勝利を求めるにあたり厳しい指導は必要だが、自分的には(体罰)が無くても(オリンピック入賞)に至っている。もっと早くにわからなかったのか。急に発生したとは考えられない。風土があったのではないか。処分はされていると思うが、処分の基準は。

事務局

本市の懲戒処分の量定表において、体罰に関しては欠けており、県(教育委員会事務局)の標準量定は非公開のため、平成25年度当時に小中学校教員に対して県が下した処分量を参考に、以降、体罰防止の取組をしていたにもかかわらず再度体罰が発生したことを重く見て、その当時よりも一段重い処分量とした。

委員

減給処分を受けた指導者は、今も指導にあたっているのか。

事務局

部活動の指導からは外れている。

教育長

小中は義務教育で、県が処分等を行うものの兵庫県では処分基準を公表していない。そのため（処分された職員の処分量定は、）新聞報道等で知る。市教委としては、幼稚園と市立高等学校（全日制）の教員を処分することになる。市職員としての処分基準はあるが教員はない。

委員

体罰を受けた本人は、（教育委員会から）支援を受けてどう変わったのか。他の生徒もショックを受けていると思うが何か対応をされているのか。

事務局

体罰事案が発覚後、スクールカウンセラーを派遣した。被害者本人と話しをする中でケアに努めてきた。被害生徒本人は元気に通学し課外クラブにも参加している。

座長

尼崎市立尼崎高等学校における取り組みは。

事務局

保護者会での説明を行った。また、教員研修を月1回程度開催している。

委員

教員研修の内容は。

事務局

子どもの人権に関する内容等を月1回開催し、今後は警察関係者等にも講師として来て貰いたいと考えている。

委員

今回市尼ブランドが傷ついたが、体罰が無くても強くなれる経験のある外部人材を活用されてはどうか。この事案を受けてさらに良くなればと思う。また、市尼で行ったアンケートは無記名とのことだが、教員は記名式か。体罰記入した人への対応は。

事務局

教員アンケート5人のうち3人は今回の処分対象者である。残り2人は居眠りしている生徒にデコピンや頭突きをしたといったものであるが、今後調査等対応していく。

事務局

教員のアンケートは、全員記名である。

委員

先生がしたというものと生徒がされた体罰は一致しているのか。

事務局

完全に一致しているわけではない。

事務局

処分している部分は一致している。

委員

そこはもう少し聞いていく必要がある。

委員

平成 25 年度以降アンケートは実施しているのか。

事務局

市教委が把握している限り、今回が初めてである。

委員

PDCA の中で P が一番大事。どういう P (plan) を作るつもりなのか。

事務局

学校が主体となり、市教委と連携して作成しようとしている。

委員

感情を爆発させていても周りを見て見ぬふり、クラブ活動のあり方を教育委員会ぐるみで考えた方が良い。

教育長

まさにこの有識者会議でクラブ活動のあり方を議論頂く予定となっている。その間学校が今できることとして研修等をしてもらっている。

委員

体罰事案について、学校自身は調査や分析をしているのか。

事務局

5 月 7 日の通報で体罰を認知し、学校に調査を指示した。5 月 9 日に報告を受けたが間違った内容であったため、以後は教育委員会事務局が直接調査を行っている。

要因としては、在籍していた一番経歴のあるコーチが異動となり、自身が 2 年目であるにもかかわらず一番目のコーチとなったが、部員は監督の言うことは聞くが、自分の言うことは聞かないため、あせりから体罰につながったもの。

座長

こういった事案が発生した際に報告する書式は定まっているのか。

事務局

所定の書式はない。

座長

書式で項目が決まっておれば、報告に漏れることはない。救護の訓練はしているのか。

教育長

教育委員会事務局からは、するように指示はしていない。

座長

子ども達が体罰をしているのを何度も目撃している。他の先生が相談を受けたことはないのか。困ったことを先生に相談できる状態にないのは問題。

事務局

それまで挙がってきていなかった。相談をしやすい環境を作るため、このたび、学校や

HPを使って教育委員会、市長事務局で通報窓口を設けた。

委員

いじめの相談を保護者から受ける際にアドバイスしているのが、「保護者や被害を受けた本人に良く話を聞くように」ということである。重大な問題の端緒となるのでは。

委員

先生方は色々な研修を受けていると思うが、今回の加害者は何かスポーツ指導の資格を持っているのか。

事務局

スポーツ指導の資格の有無は不明だが、バレーボール部監督は体育の教師なので一定知識は持っている。コーチは社会科なので持っていないと思う。

## 5 今後の進め方

事務局から、資料8～9に基づき説明した後、次のような質疑があった。

座長

有識者会議における論点資料においては、「高等学校」となっているが、要綱では「市立学校園」となっている。高等学校に限定するものではないとの理解で良いか。

事務局

アンケート調査をする中で、中学校についても問題が出てきたら論点整理をして議論を考えている。

委員

バレーボール部、野球部の保護者、生徒、教諭に対して安心して学べるよう聞き取りをしてほしい。

事務局

学校とも調整が必要だが、有識者会議の委員の皆様とご一緒にヒアリングできればと考えている。

委員

当面の進め方で良いが、全体の論点を入れて欲しい。

委員

多くの論点項目があるなかで、審議時間に限りがある。事務局で素案を示してもらうのが良い。

事務局

次回、小中学校のアンケート調査のアウトラインをお示ししたいと考えている。

委員

現状がどうなっているのか示してもらえないと検討できない。ガバナンスや危機管理の資料を。

教育長

教員の採用年数等の資料を次回ご用意する。

委員

市民から尼崎市立尼崎高等学校に対する思いがどんなものか。どのように変わっていくことを期待されているのかも知りたい。

事務局

市民から様々な声はいただいている。市尼愛の声もある。整理してお伝えする。

座長

焦ることはよくないが、早期にすることも大切。資料を作成してほしい。

以 上



## 第2回 体罰根絶に向けた有識者会議

日時：8月28日（水）19時～

場所：尼崎市立尼崎高等学校 1階会議室

- 1 尼崎市立尼崎高等学校 一連の体罰事案にかかる学校関係者へのヒアリング  
(1) 学校からの状況説明 校長・教頭

- (配布資料)
- ・資料1 尼崎市立尼崎高等学校 学校要覧
  - ・資料2 令和元年度 体罰防止システムの具体的方策
  - ・資料3 尼崎市立尼崎高等学校 体罰防止システムの構築
  - ・資料4 「体罰、いじめ、ハラスメント等の相談窓口」のお知らせ

- (2) 委員からのヒアリング、意見交換等

- 2 第1回で示した論点単位での整理検討  
(1) 事務局からの説明

- (配布資料) 資料5 論点整理票及び各参考資料（ファイル一式）

- (2) 意見交換・議論

3 その他

- (1) 教育委員会（体罰根絶プロジェクト作業チーム）と学校関係者（管理職、部活動顧問）を交えた意見交換会の実施について。

（配布資料）資料6 教育委員会（体罰根絶プロジェクト作業チーム）と学校関係者を交えた意見交換会の実施について

- (2) 今後の体罰根絶に向けた取組体制の一部変更について  
（体罰根絶プロジェクト推進本部にかかる顧問の委嘱について）

（配布資料）資料7 今後の体罰根絶に向けた取組体制

- (3) 次回の日程について

以 上

## 第2回 体罰根絶に向けた有識者会議 議事要旨

日時 令和元年8月28日(水)午後7時～午後9時

場所 尼崎市立尼崎高等学校 本館1階会議室

出席者 委員4人

### 会議要旨

#### 非公開の確認

村山座長から非公開とする旨が説明され、委員の了承を得た。

#### 1 一連の体罰事案にかかる学校関係者へのヒアリング

学校から、資料1～4に基づき説明した後、次のような質疑があった。

※ 主な質疑要旨

##### 委員

PLANとD0が異なっているのはおかしいのではないかと整理し直したらどうか。  
体罰・いじめ・ハラスメント相談窓口ならば、訴えや相談を受けた時にどう対応するかなどルールや体制を決めておかないと、機能しない。

##### 座長

PLANが見えにくい。相談窓口や体制については、どうか。

##### 校長

例えば、生徒指導委員会など複数対応を考えている。体制整備やルールづくりを進めていきたい。

##### 委員

体罰防止システムはサブシステムである。部活の運営システムの中に、体罰防止システムがある。その上位には学校経営システムが存在する。問題を矮小化せず、もっと上位のものから見直すべきではないか。

学校関係者評価など外の風を入れるべきである。それをPDCAの仕組みに入れるべきである。大阪の府立高校は外部に対する窓口もある。全てというわけではないが、無理のない範囲で、システム自体が外に開かれているべきである。

##### 校長

学校評議員やPTA役員会にも発信していく。9月14日のPTA役員会で発信したい。

##### 委員

学校評価と同じようにオープンにしてほしい。

##### 校長

学校経営の方針も合わせて伝えていきたい。

## 委員

学校経営方針の①に①の要素もあるはずである。その意識の中で、PDCAを作成してもらいたい。

## 委員

今回大きかったのは「隠蔽」である。学校として生徒や保護者とどう約束するのか。今まで通りでは、ダメなのではないか。関係性をどう築くかを示していかななくてはならないのではないか。どういう学校にするから、どういう研修をするというものが必要である。「チーム学校」として、様々なところとの連携をしていることが伝わるようなものを作成してほしい。

## 校長

9月2日の始業式では、子供たちが安心できる環境をつくることを伝えたい。

## 委員

それを具体的にどう実現するかをアピールすることが大事である。

## 委員

マイナスから0だけではなく、プラスとするような発信をしてほしい。是正から改革へ向かってほしい。

## 教育長

教育委員会、学校のガバナンスシステムを構築するため、根本から洗い出して、市民にも伝えていきたい。有識者会議の意見を得る中で、方向を示していければと考えている。

## 座長

体罰の原因として気になるのは、学校の個々の先生方は今回のことをどう考えているのかということである。傷害事件がなぜ起こったのか、一人ひとりに尋ねて然るべきである。先生方も体罰を知っていたのではという疑念は払拭できない。この間、先生方はどう感じていたのか。

## 校長

このPDCAは、校長・教頭・学校教育部長で作成した。個々の先生方との面談で、体育科と普通科の風通しがあまりよくない感じがした。全体で集まる機会がない。今後考えていかななくてはならない。

## 座長

自らがどうだったかという振り返りが無いといけない。

## 委員

危機感があまりないのではないか。存亡に関わる大ごとだと認識すべきである。

## 委員

子どもの権利条約や教育基本法を教員が認識してなければならない。基本理念は皆で議論して打ち出していくべきである。

**座長**

基本的姿勢が問われている PDCA のつくり込みをしてほしい。この学校をどうするのが見えていない。上位の思いを入れてほしい。PDCA の見直しをしてもらいたい。

**委員**

PDCA の原点は会社経営である。そういう方々の話を聞いて参考にしてはどうか。

**座長**

大変なことがあったので、大変なことをしなくてはならない。

**委員**

現在の PDCA は管理職中心となっている。

**2 第1回で示した論点単位での整理検討**

事務局から、資料5に基づき説明した後、次のような質疑があった。

**委員**

報告とは、受命があるもの。セットである。組織の指揮系統があやふやな感じがする。顧問会はないか？独立独歩のような気がする。学校組織に色々な組織が入っている感じ。顧問に対する辞令はでるのか。

**教頭**

個々には出ない。組織表を作成し、一覧で示す。

**委員**

担当の下打ち合わせ、打診はあるのか。

**教頭**

教員に打診して、調整する。

**事務局**

職務命令に関して、部活顧問についてはあいまいである。

**委員**

部活動は、教育活動の中では特殊である。

**教頭**

報告ルールに関して、内容によっては直接管理職ということもある。

**委員**

指示系統のヒエラルキーはどうなっているか。誰にどこまで権限があるのか、整理してほしい。管理職と部長で責任の持つ範囲の認識が一致しない場合があるのではないか。最終的には学校長の責任ということを再認識させてほしい。生徒が表立って言えないのはよくない。生徒には言う権利、顧問には聞く義務がある。是正していかななくてはならない。

### 委員

部活のヒエラルキーは人事権に深く関係する。

### 教育長

報告書の記載の仕方。コーチが教え子となると完全なるヒエラルキーとなる。監督とコーチの責任はどうか、報告責任はどの程度あるのかという点を検討した。教育委員会の判断としては、教員の身分があるので、報告すべきという整理をした。

### 委員

日大のアメフトと同じである。しっかり位置付けないといけない。

### 教育長

コーチには、体罰をした問題と報告をしなかった問題がある。

### 委員

責任には遂行責任と管理・結果責任がある。

### 委員

教員ではないコーチが体罰を行った場合はどうなるか。今後、教員以外がどんどん入ってくる時代になってくるので、そこは整理しないといけない。

### 事務局

部活動指導員については、すでに明確に責任が整理されている。肝心の教員の方が整理されていない部分がある。

### 委員

イメージ図は難しいところがある。強い部活になると指導者、保護者、OBの力が強くなる。そうになると、学校の理念と離れても目をつぶりたくなる。管理職と顧問が遠い関係になると、何らかの手当が必要である。

### 委員

部活動が強くなりすぎると、学校が場所貸ししている感じになる。

### 座長

ガバナンスについては、学校全体にも当然必要である。部活動の抛り所がないとガバナンスがきかない。スポーツ庁のガイドラインの尾崎版はないか。

### 事務局

資料17の通り、国のガイドラインや県の冊子をもとに、市からも通知を出している。一定の整理はしている。

### 座長

ガバナンスというものは、上から下のイメージがあるが、そうではない。下から上もなければ、物が言えない、抛り所がないと、物が言えない。下から上に物が言えるための仕組みがないと、ガバナンスは働かないのではないか。

### 委員

下から上ということでは、意見具申権が存在する。

**委員**

リーダーシップもあれば、フォロアースhipというものもある。どのように信頼関係を築くか、リーダー自身が理解すべきである。

**座長**

原理原則に立ち戻らないといけない。

**3. その他**

**(1) 体罰根絶プロジェクト作業チームとの意見交換会**

事務局から、資料6に基づき説明した後、次のような質疑があった。

**委員**

強い部活で民主的な運営をしているところもある。

グッドプラクティスを示してほしい。

**座長**

尼崎の学校関係者でつくり上げていってほしい。

**(2) 今後の体罰根絶に向けた取組体制の一部変更について**

**(体罰根絶プロジェクト推進本部にかかる顧問の委嘱について)**

事務局から教育委員会事務局顧問として柳本氏が就任したことを報告した。

**(3) その他**

**座長**

今後の進め方について、審議に十分な時間を確保できるか不安がある。

以 上

### 第3回 体罰根絶に向けた有識者会議

日時：10月8日（火）17時30分～

場所：尼崎市立尼崎高等学校 1階会議室

#### 1 尼崎市立尼崎高等学校 クラブ活動状況視察及びヒアリング

##### (1) クラブ活動視察

野球部、男子バレーボール部、水泳部（又は体操部）

##### (2) 学校管理職からのその後の体罰根絶に向けての取組の状況説明及びヒアリング・意見交換 校長・教頭

(配布資料) ・第1回、第2回会議 議事要旨  
・(見直し後) 尼崎市立尼崎高等学校 体罰防止システムの構築  
・部活動における地域など外部との交流について

#### 2 第2回目の意見を受けた取組の方向性

##### (1) ガバナンス (No.1～4)

(配布資料) ・(前回配布済) 論点整理票及び各参考資料 (ファイル一式)  
・第2回会議 議事要旨

#### 3 第1回で示した論点単位での整理検討 (第2回に引き続き)

##### (1) 組織風土 (No.5～6)

##### (2) 人事・服務 (No.7～8)

##### (3) 危機管理体制について (No.9～11)

(配布資料) ・(前回配布済) 論点整理票及び各参考資料 (ファイル一式)

#### 4 その他

##### (1) 次回の日程について

##### (2) その他



## 論点の目次（部活動について）

論点目次			
No.	大項目	中項目	小項目
1	高校部活動	ガバナンス	部活動(強豪)の統制体制の現状と課題について
2	高校部活動	ガバナンス	学校管理職が部活動の状況を把握する仕組みについて
3	高校部活動	ガバナンス	学校管理職や教育委員会に情報が上がる仕組みについて
4	高校部活動	ガバナンス	学校管理職が部活動に関与できる仕組みについて
5	高校部活動	組織風土	体罰を容認する雰囲気・土壌を変えるための仕組みについて (体罰を伴う部活動指導の意図するところは何か)
6	高校部活動	組織風土	隠ぺいしようとする意識の改革について
7	高校部活動	人事・サービス	体罰行為を行った教員への対応 (教科指導と部活動指導の取扱いについて)
8	高校部活動	人事・サービス	教員人事の流動性の確保について
9	高校部活動	危機管理体制	部活動時における安全管理体制について
10	高校部活動	危機管理体制	事故発生時の連絡通報体制の整備について
11	高校部活動	危機管理体制	事故発生時の生徒の救護体制について
12	高校部活動	学校における部活動の位置づけ	教育課程と関連付けて取り組むことについて
13	高校部活動	学校における部活動の位置づけ	開かれた部活動について (体力・技術・活動目的等に見合った指導の在り方)
14	高校部活動	指導体制	顧問と生徒の閉鎖空間にならないための仕組みについて
15	高校部活動	指導体制	長期間顧問を続けることの是非について
16	高校部活動	指導体制	部活動顧問(指導者)選定のあり方について(部活動顧問の職責)
17	高校部活動	指導体制	本来あるべき指導について
18	高校部活動	指導方法	適正な部活動の時間について
19	高校部活動	指導方法	顧問の指導力向上について
20	高校部活動	運営	部活動にかかる保護者負担の費用の在り方について
21	高校部活動	運営	保護者の部活動への適正な関わり方について
22	高校部活動	運営	部活動予算・備品等の適正な在り方について
23	高校部活動	進路指導	スポーツ推薦等における顧問の適正な関与について(生徒にとつて、公平・公正な進路指導について)

第2回において議論

第3回において議論